

職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し以下のとおり処分を行いました。
住民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
免職	消防局 堺消防署 (31 歳)	令和 8 年 5 月 27 日（水）、午前 11 時頃に、自身が住む共同住宅において、スマートフォンを使用し、女性の住居の玄関ポストから居室内を撮影したもの。 また警察の捜査の結果、過去にも当該女性や当該共同住宅の別の女性の居室内を同様の方法で複数回撮影していたことが判明し、その際、女性の姿が記録されていた。 その後、性的姿態等撮影罪及び同未遂罪の容疑で書類送検されたが、同年 7 月 27 日付けで不起訴処分となった。	地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当

2 処分日

令和 8 年 9 月 7 日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：消防局 総務部 人事課 電 話：072-238-6004 ファックス：072-223-1979
----------------------------	---